

議案第 4 号

公の施設の相互利用に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

（飯能市都市公園運動施設条例の一部改正）

第 1 条 飯能市都市公園運動施設条例（昭和 6 2 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 1 号備考第 6 号及び第 7 号並びに同表第 2 号備考第 4 号及び第 5 号中「又は入間市」を「、入間市又は日高市」に改める。

（飯能市総合福祉センター条例の一部改正）

第 2 条 飯能市総合福祉センター条例（昭和 6 3 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項中「又は入間市」を「、入間市又は日高市」に改める。

（飯能市市民活動センター条例の一部改正）

第 3 条 飯能市市民活動センター条例（平成 2 3 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 1 号中「又は入間市」を「、入間市又は日高市」に改める。

（飯能市市民会館条例の一部改正）

第 4 条 飯能市市民会館条例（昭和 5 9 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 4 号中「又は入間市」を「、入間市又は日高市」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の飯能市都市公園運動施設条例別表第 3 第 1 号備考第 6 号及び第 7 号並びに同表第 2 号備考第 4 号及び第 5 号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた利用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前にされた利用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

- 3 第3条の規定による改正後の飯能市市民活動センター条例別表備考第1号及び第4条の規定による改正後の飯能市市民会館条例別表備考第4号の規定は、施行日以後にされた利用の許可に係る使用料について適用し、施行日前にされた利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

平成31年2月22日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市都市公園運動施設条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
別表第3（第15条関係）	別表第3（第15条関係）
1 阿須運動公園関係	1 阿須運動公園関係
ア 省略	ア 省略
省略	省略
イ 省略	イ 省略
省略	省略
ウ 省略	ウ 省略
省略	省略
備考	備考
1～5 省略	1～5 省略
6 本市、所沢市、狭山市、 <u>入間市又は日高市</u> に住所、事務所又は事業所を有する利用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の利用料金（照明設備、スコアボード及び附属設備の利用料金を除く。次号において同じ。）は、次に掲げるところによる。	6 本市、所沢市、狭山市 <u>又は入間市</u> に住所、事務所又は事業所を有する利用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の利用料金（照明設備、スコアボード及び附属設備の利用料金を除く。次号において同じ。）は、次に掲げるところによる。
ア～イ 省略	ア～イ 省略
7 本市、所沢市、狭山市、 <u>入間市又は日高市</u> に住所、事務所又は事業所を有しない利用者の利用料金は、次に掲げるところによる。	7 本市、所沢市、狭山市 <u>又は入間市</u> に住所、事務所又は事業所を有しない利用者の利用料金は、次に掲げるところによる。
ア～エ 省略	ア～エ 省略
2 美杉台公園関係	2 美杉台公園関係

省略

備考

1～3 省略

4 本市、所沢市、狭山市、入間市又
は日高市に住所、事務所又は事業所
を有する利用者が入場料等を徴収
する場合の利用料金(照明設備の利
用料金を除く。次号において同じ。)
は、次に掲げるところによる。

ア～イ 省略

5 本市、所沢市、狭山市、入間市又
は日高市に住所、事務所又は事業所
を有しない利用者の利用料金は、次
に掲げるところによる。

ア～エ 省略

省略

備考

1～3 省略

4 本市、所沢市、狭山市又は入間市
に住所、事務所又は事業所を有する
利用者が入場料等を徴収する場合
の利用料金(照明設備の利用料金を
除く。次号において同じ。)は、次
に掲げるところによる。

ア～イ 省略

5 本市、所沢市、狭山市又は入間市
に住所、事務所又は事業所を有しな
い利用者の利用料金は、次に掲げる
ところによる。

ア～エ 省略

飯能市総合福祉センター条例新旧対照表（第２条関係）

改正後	改正前
（利用できる者） 第１０条 総合福祉センターを利用することができる者は、本市、所沢市、狭山市、<u>入間市又は日高市</u>に住所を有する次に掲げる者とする。 (1)～(3) 省略 ２ 省略	（利用できる者） 第１０条 総合福祉センターを利用することができる者は、本市、所沢市、狭山市<u>又は入間市</u>に住所を有する次に掲げる者とする。 (1)～(3) 省略 ２ 省略

飯能市市民活動センター条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	改正前
別表（第13条関係） 省略 備考 1 本市、所沢市、狭山市、 <u>入間市又は日高市</u> に住所、事務所又は事業所を有しない者が利用する場合は、基本使用料の額に100分の40を乗じて得た額を加算する。 2 省略	別表（第13条関係） 省略 備考 1 本市、所沢市、狭山市 <u>又は入間市</u> に住所、事務所又は事業所を有しない者が利用する場合は、基本使用料の額に100分の40を乗じて得た額を加算する。 2 省略

飯能市市民会館条例新旧対照表（第４条関係）

改正後	改正前
別表（第１２条関係）	別表（第１２条関係）
省略	省略
備考	備考
１～３ 省略	１～３ 省略
４ 本市、所沢市、狭山市、 <u>入間市又は日高市</u> に住所、事務所又は事業所を有しない者が利用する場合は、基本使用料（附属設備の使用料を除く。次号から第７号までにおいて同じ。）の額に１００分の４０を乗じて得た額を加算する。	４ 本市、所沢市、狭山市 <u>又は入間市</u> に住所、事務所又は事業所を有しない者が利用する場合は、基本使用料（附属設備の使用料を除く。次号から第７号までにおいて同じ。）の額に１００分の４０を乗じて得た額を加算する。
５～９ 省略	５～９ 省略